

三陸観光バス運行支援事業費補助金 公募要領

新型コロナウイルス感染症の影響により減少している観光需要を回復し、三陸地域（沿岸 13 市町村）における誘客促進を図るため、旅行業者が、同地域を対象として貸切バスを使用した教育旅行を催行した場合に要する経費に対し、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年 11 月 5 日規則第 71 号。以下「規則」といいます。）及び三陸観光バス運行支援事業費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日。以下「要綱」といいます。）により、予算の範囲内で補助金を交付するものである三陸観光バス運行支援事業費補助金（以下「当該補助金」といいます。）について、次のとおり公募により当該補助金の交付を行います。

1 補助対象事業者等

補助対象事業者等については、次のとおり要綱で定めています。

項目	内 容
補助対象事業者	旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）及び同法施行規則（昭和 46 年運輸省令第 61 号）の規定に基づく登録を受けた旅行業者とする。
補助金の交付対象となる事業	旅行業者が催行した貸切バスを使用した教育旅行。ただし、以下の要件を満たすこと。 （1） 岩手県の宿泊施設に 1 泊以上すること。 （2） 三陸地域の観光地（観光目的で立ち寄るスポット）、有料体験コンテンツ及び震災学習のいずれか 1 つ以上を利用すること。
補助金の交付の対象となる経費	貸切バス等利用運送の料金、宿泊料金、食事代、ガイド代、サービス料金、入場料、旅行計画作成にかかる企画料金、広告費その他ツアー商品の催行に要する経費。
補助金の額	定額。 ただし、岩手県の三陸地域の宿泊施設に 1 泊以上する場合は、バス 1 台につき 50,000 円を上限とする。 岩手県の三陸地域以外の宿泊施設に 1 泊以上する場合は、バス 1 台につき、20,000 円を上限とする。

2 提出期日（募集期間）等

当該補助金の事業期間、交付申請の期日、その他の事項については次のとおりとします。

項目	内 容
補助金の交付対象となる事業期間	令和 4 年 4 月 15 日（金）から令和 5 年 1 月 31 日（火）まで
要綱第 8 の規定に基づき別に定める交付申請書の提出期日（受付期間）	1 期間 募集期間 令和 4 年 4 月 1 日（金）～令和 4 年 12 月 16 日（金）午後 5 時※必着 ※事業を開始する月の前月からの受付とし、事業開始日の 2 週間前の午後 5 時（当該日が休日である場合は、その前日）までに申請書を提出すること。ただし、4 月 15 日（金）から 4 月 30 日（土）の間の事業については、7 日前（4 月 8 日（金））の午後 5 時までの提出を認める。 ※受付期間中でも、交付決定額が予算額に達した場合は受付を終了する。ただし、上記募集期間中に精算処理等により、執行可能予算が確保できた場合は、受付を再開することがあること。

	<p>2 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで ※正午～午後 1 時を除く。 ※土曜、日曜及び祝日の閉庁日を除く。</p> <p>3 受付場所 岩手県庁 2 階商工労働観光部観光・プロモーション室</p> <p>4 申請書の提出方法 持参又は郵送</p> <p>【持参の場合】 ※事前に予約をすること。 ※書類や記載内容に不備がないか等の形式審査の後、書類を受付する。形式審査には多少時間がかかること。 ※形式審査において、記載内容や書類に不備があった場合は受付しないことがあること。</p> <p>【郵送の場合】 ※形式審査において、記載内容や書類に不備があった場合は、受付せずに申請書を返送することがあること。 ※受付期間前等、期間外に申請書を提出した場合は、受付せずに申請書を返送する。</p>
補助金申請の単位	補助金の申請に当たっては、1ヶ月毎の期間に区切って申請すること。
補助金申請上限額	1 事業者の補助金申請上限額は 2,000,000 円までとする。
交付決定等	<p>申請書受付順に審査を行い、適当と認められたものから順に交付決定を行う。(申請の内容が適当であると認められるときに、予算の範囲内で補助金の交付決定を行うもの。)</p> <p>※申請書受付順番が後順位の申請については、申請内容が適当であっても、予算の都合上補助金不交付となる場合があること。</p> <p>※事業は、岩手県の補助金交付決定後に着手すること。</p> <p><u>交付決定前に着手した事業については、補助金の支給対象外となること。</u></p>
補助金の精算	補助金の精算は申請した事業期間の完了をもって行うこと。
規則第 13 条第 1 項の規定に基づき定める必要な事項 (請求書等提出期日)	三陸観光バス運行支援事業費補助金請求書は、補助事業の完了の日 (補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日) から起算して 30 日を経過した日 (当該日が休日の場合は、その翌日) または、令和 5 年 2 月 7 日のいずれか到来が早い日を提出期限とする。

<p>規則第 4 条及び第 13 条第 1 項の規定に基づく提出書類等（手続き書類）</p>	<p>【補助金交付申請】 「三陸観光バス運行支援事業費補助金申請書（様式第 1 号）」に以下の書類を添えて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第 2 号） <input type="checkbox"/> 会社定款の写し（申請者が個人事業者の場合にあつては旅行業登録簿の写し） <input type="checkbox"/> 振込口座の銀行名、支店名、普通当座の別、口座番号、名義人（フリガナ）が分かる部分の通帳の写し <input type="checkbox"/> その他知事が必要と認める書類 <p>【補助金請求】 「三陸観光バス運行支援事業費補助金請求書（様式第 5 号）」及び「実績報告書（様式第 6 号）」に下記の書類を添えて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 催行実績一覧表（様式第 7 号） <input type="checkbox"/> 旅行行程表及び旅行代金内訳書 <input type="checkbox"/> 運送申込書/運送引受書・乗車券 <input type="checkbox"/> 運行記録簿等（運行した車両、日付、乗車人数が分かる書面） <input type="checkbox"/> 貸切バス利用証明書（様式第 8 号） <input type="checkbox"/> 宿泊証明書（様式第 9 号） <input type="checkbox"/> 三陸地域観光施設等訪問報告書（様式第 10 号） <input type="checkbox"/> その他知事が必要と認める書類
<p>提出先</p>	<p>住 所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1 あて先：岩手県商工労働観光部 観光・プロモーション室 三陸観光地域づくり担当</p>

(問い合わせ)

【受付時間】

午前 9 時から午後 5 時まで

※ 正午から午後 1 時までを除く

※ 土曜、日曜及び祝日の閉庁日を除く

【問合わせ先】

岩手県 商工労働観光部

観光・プロモーション室 三陸観光地域づくり担当（岩手県庁 2 階）

電話：019-629-5572

FAX：019-623-2001

e-mail:AE0006@pref.iwate.jp